

TEPCO

電化厨房住宅契約

(選択約款)

令和元年10月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

料金その他の供給条件の内容

電化厨房住宅契約

1 目 的

この選択約款は、電力需要の少ない時間帯での使用が多い厨房需要を電化していただくことにより、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の変更

- (1) 当社は、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この選択約款を変更することがあります。この場合、変更後の選択約款の実施期日以後の料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 当該一般送配電事業者（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県〔富士川以東〕を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が定める託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この選択約款を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この選択約款を変更することがあります。この場合、変更後の選択約款の実施期日以後の料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、この選択約款を変更する場合、変更後の選択約款の実施期日までに対応する予告期間において、変更後の選択約款の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- (4) 電気事業法施行規則第 3 条の 12 第 1 項各号に規定する事項を変更する場合は、当社は、原則としてその変更の内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 適用範囲

選択約款の時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕または時間帯別電灯〔夜間 10 時間型〕として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧 200 ボルト

のクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、この選択約款実施の際現に選択約款の電化厨房住宅契約（平成28年4月1日実施。）の適用を受けている場合に適用いたします。

4 季 節 区 分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

5 料 金

各月の料金は、時間帯別電灯〔夜間8時間型〕または時間帯別電灯〔夜間10時間型〕によって料金として算定された金額から(1)によって算定された電化厨房住宅割引額を差し引いたものといたします。ただし、時間帯別電灯〔夜間8時間型〕または時間帯別電灯〔夜間10時間型〕によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額および(1)によって算定された電化厨房住宅割引額を差し引いてえた金額が(3)の最低月額料金を下回る場合の料金は、(3)の最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計といたします。

(1) 電化厨房住宅割引額

電化厨房住宅割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(4)に定める電化厨房住宅割引上限額を上回る場合の電化厨房住宅割引額は、(4)に定める電化厨房住宅割引上限額といたします。

$$\text{電化厨房住宅割引額} = (2)\text{の割引対象額} \times 3 \text{ パーセント}$$

(2) 割 引 対 象 額

割引対象額は、次のとおりといたします。

イ 時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、その他季における時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕 6（時間帯区分）に定める昼間時間および夜間時間のその 1 月の使用電力量に時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕 7（料金）(2)の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季における各時間帯別のその 1 月の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その 1 月の各時間帯別の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。この場合、昼間時間における料金適用上の電力量区分については、時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕別表 6（昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式）に準ずるものといたします。

ロ 時間帯別電灯〔夜間10時間型〕として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、その他季における時間帯別電灯〔夜間10時間型〕 6（時間帯区分）に定める昼間時間および夜間時間のその 1 月の使用電力量に時間帯別電灯〔夜間10時間型〕 7（料金）(2)の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季における各時間帯別のその 1 月の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その 1 月の各時間帯別の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。この場合、昼間時間における料金適用上の電力量区分については、時間帯別電灯〔夜間10時間型〕別表 7（昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式）に準ずるものといたします。

(3) 最低月額料金

最低月額料金は、次のとおりといたします。

イ 時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕として電気の供給を受ける場合

時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕 7（料金）(4)に定める最低月額料金

ロ 時間帯別電灯〔夜間10時間型〕として電気の供給を受ける場合

時間帯別電灯〔夜間10時間型〕 7（料金）(5)に定める最低月額料金

(4) 電化厨房住宅割引上限額

電化厨房住宅割引上限額は、1月につき次のとおりといたします。ただし、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合の電化厨房住宅割引上限額は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比である分してえたその他季の値といたします。

1 契 約 に つ き	550円00銭
-------------	---------

6 そ の 他

- (1) 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
- (2) お客さまがクッキングヒーターを取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）38（違約金）に準じて違約金を申し受けます。
- (3) 当社は、供給約款27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、電化厨房住宅割引上限額の日割計算は、別表（電化厨房住宅割引上限額の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (4) 供給約款26（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。
- (5) 当社は、契約終了の6ヶ月前までにあらかじめお客さまにお知らせのうえ、この選択約款による契約を終了することがあります。
- (6) その他の事項については、供給約款、時間帯別電灯〔夜間8時間型〕または時間帯別電灯〔夜間10時間型〕に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

2 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における電化厨房住宅割引上限額の料金率については、5（料金）（4）にかかわらず、次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	540円00銭
-------------	---------

3 選択約款の変更にかかわる取扱い

2（選択約款の変更）（1）、（2）および（3）は、附則1（実施期日）にかかわらず、令和2年3月31日までの間、次のとおりといたします。

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

別 表（電化厨房住宅割引上限額の日割計算の基本算式）

- 1 電化厨房住宅割引上限額を日割りする場合

$$\text{電化厨房住宅割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- 2 供給約款26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，1の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。